広島県マリーナ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十六号

## 広島県マリーナ条例の一部を改正する条例

広島県マリーナ条例(平成八年広島県条例第二十一号) 別表第一艇置施設の部海上艇置施設の項中 の一部を次のように改正する。

艇長六〇フィート以上用区画艇長六〇フィート未満用区画	艇長六〇フィート未満用区画
四九、〇〇〇円以内 艇長一フィートまでごとに 二、二九二、〇〇〇円以内	二、二九二、〇〇〇円以内
に改め、	を

L

同部ビジター用海上艇置施設の項中

艇長六〇フィート以上六〇フィート未満	艇長五〇フィート以上六〇フィート未満
二二五円以内 艇長一フィートまでごとに 六、四〇〇円以内	六、四〇〇円以内
に改める。	を

附 則

定める日から施行する。 艇置施設の項の改正規定は、 この条例は、 平成二十五年五月一日から施行する。ただし、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で 別表第一艇置施設の部海上